

ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス
個別約款（あつためトク料金契約）

2025年6月2日実施

株式会社NTTドコモ

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 適用の限界	2
4. 料金	2
5. 割引制度	2
6. 精算	3
7. 設置確認及び解約等	3
8. その他	4
付則	5
(別 表)	6

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「あつためトク料金契約」とは、当社が別に定める「ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款」（以下「基本約款」といいます。）及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「家庭用ガス温水床暖房システム」又は「床暖房」とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に設置した配管に温水を供給して暖房（温風暖房を除く。）を行うシステムをいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」又は「浴乾」とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムをいいます。
- (4) 「家庭用ガス機器保証サービス等」又は「ガス機器保証サービス等」とは、大阪ガスが別途指定する家庭用ガス機器の保証サービス、リース契約、住まいの駆けつけサービス等をいいます。
- (5) 「家庭用高効率給湯器」又は「高効率給湯器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱（ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。）を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90パーセント以上である給湯器をいいます。
- (6) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (7) 「夏期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、次の適用条件を満たすお客さまが、本個別約款の適用を希望し、当社が承諾した場合に適用いたします。なお、引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始する際に基本約款第34条第2号の大阪ガスによる検査及び調査のための作業で床暖房の所在が確認できない場合、本個別約款は適用されず、当社が別に定める「ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般料金契約）」（以下「個別約款（一般料金契約）」）を適用することとします。

- (1) 床暖房を専用住宅又は1 需要場所に設置するガスメーターの能力（契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は基本約款第18条第1項ただし書の規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがあつためトク料金契約を希望し、かつ

適用する料金種別を定めて申し込むこと。

- (2) あっためトク料金契約スタンダードプランは、床暖房を設置し、季節に応じ日常的に使用されていること。あっためトク料金契約エコジョーズプランは、床暖房と定格給湯能力が60号以下（定格給湯能力の1号とは水温よりも25℃高い湯を1分間に1リットル給湯できる能力をいいます。）の高効率給湯器を設置し、季節に応じ日常的に使用されていること。

3. 適用の限界

当社は、基本約款に基づき、お客さまからの本個別約款の適用の申し出について承諾しないことがあります。

4. 料金

当社は、あっためトク料金契約スタンダードプランには別表の料金表1を、あっためトク料金契約エコジョーズプランには別表の料金表2を適用して料金を算定いたします。各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款第19条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。

5. 割引制度

- (1) 本個別約款を適用されているお客さまで、イの割引種別の適用条件を満たすお客さまに対しては、4に定める料金から1か月につきロの割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

イ 割引種別

割引種別は次のとおりといたします。

割引種別	適用条件	割引率
①浴乾	あっためトク料金契約の需要場所において浴乾を設置し、季節に応じ日常的に使用していること	4パーセント
②電気	あっためトク料金契約の需要場所において、当社が別に定める「ドコモでんき供給約款」に基づく電気の需給契約（以下「電気需給契約」といいます。）を締結していること	3パーセント
③ガス機器保証サービス等	あっためトク料金契約の需要場所においてガス機器保証サービス等の適用を受けていること	2パーセント

ロ 割引額

割引額＝4に定める料金×イの割引率（1円未満の端数切り上げ）

- (2) 割引上限額は、1契約1か月につき4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。割引額が4,400円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。

(3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。また、適用する割引の変更についても、原則として、当社にお申し込みいただきます。なお、割引の変更日は、お申し込みがあった日以降、所定の手続きを完了した後の最初の定例検針日いたします。

6. 精算

- (1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、6(2)及び7(3)において同じ。）までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、2の条件をいずれも満たさない場合は、個別約款（一般料金契約）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額、あつためトク料金契約エコジョーズプランの条件のみを満たさなくなった場合は、あつためトク料金契約スタンダードプランに定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。
- (2) 5の割引制度を適用されているお客さまで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日までさかのぼって適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

7. 設置確認及び解約等

- (1) 当社又は大阪ガスは、床暖房・浴乾・高効率給湯器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。なお、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はあつためトク料金契約の申し込みを承諾しない若しくは申し込まれた割引の適用を行わない、又はあつためトク料金契約を解約する若しくは適用される料金種別・割引の見直しを行うことといたします。
- (2) 床暖房・浴乾・高効率給湯器を取り外した場合、電気需給契約を解約した場合又はガス機器保証サービス等のご利用がなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、床暖房を取り外した場合は、あつためトク料金契約を解約することといたします。また、あつためトク料金契約エコジョーズプランを適用されているお客さまが高効率給湯器を取り外した場合は、あつためトク料金契約スタンダードプランに料金種別を変更いたします。浴乾を取り外した場合、電気需給契約を解約した場合又はガス機器保証サービス等のご利用がなくなった場合は、割引の適用を除外いたします。なお、当社は、電気需給契約・ガス機器保証サービス等のご契約状況又はご利用状況を確認させていただく場合があります。
- (3) (1)又は(2)に基づく解約日、料金種別又は割引の変更日は、当社が2又は5に定める適

用条件を満たさなくなったことを覚知して所定の手続きを完了した後の最初の定例検針日
といたします。

8. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2025年6月2日から実施いたします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表A 夏期のご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 夏期のご使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 夏期のご使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 夏期のご使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表E 冬期のご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 冬期のご使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表G 冬期のご使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表H 冬期のご使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表1 (あつためトク料金契約スタンダードプラン)

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	174.81円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,364.81円
------------------	-----------

	(消費税等相当額を含みます。)
--	-----------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	144.52円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,635.74円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	139.10円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,074.72円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	134.71円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	174.81円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,491.33円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	138.19円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,309.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	101.82円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,310.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	101.81円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2 (あつためトク料金契約エコジョーズプラン)

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	171.90円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,269.33円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	146.43円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,635.74円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	139.10円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,074.72円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	134.71円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	171.90円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1,745.00円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	122.60円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	2,728.00円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	102.94円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,867.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	101.55円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。